

## □■養成所ニュースプラス第 18 号 2023□■

国家試験の受験申し込みが始まって 2 週間が経ちました。34 期生の皆さんは申し込みを済ませましたか。余裕をもって手続きを進めましょう。また、障害のある方、てんかん、パニック症状のある方、妊娠中の方等で受験上の配慮を希望する方は「受験上の配慮申請」が必要です。受験申込書等とは別に受験申込受付期間内に提出することとあります。「受験の手引」の 7 ページをお読みください。

今回は、「社会保障」から労働者災害補償保険についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 30 回問題 53】事例を読んで、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事例〕

A さんは正社員として建設会社に就職した。正社員は他に 7 名いて、アルバイトとして学生の B さんが雇われている。A さんは業務上の事由により右足を骨折してしまった。

1. この会社は、正社員が 10 名以下なので労災保険は適用されない。
2. B さんは、学生なので労災保険の適用対象にならない。
3. 骨折した事故が労災認定された場合、療養の給付について、A さんに自己負担はない。
4. 骨折した事故が労災認定された場合、A さんが治療のため会社を休み、賃金が得られなくなった初日から休業補償給付を受けることができる。
5. 会社が労災保険の保険料を滞納していた場合、A さんは、労災保険の給付を受けることができない。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(34 期生) 該当者に対して、修了見込証明書類一式並びに「受験対策講座」のご案内をレターパックライトにて発送いたしました。

修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、届かない場合は当養成所までご連絡ください。

- ・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて  
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1134604&c=3246&d=99c7>
  - ・第 36 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1134605&c=3246&d=99c7>
- ※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

・社会福祉振興・試験センターより、「令和6年度（第37回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1134606&c=3246&d=99c7>

・社会福祉振興・試験センターより、「令和5年度社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士における感染症対策について」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1134607&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1134608&c=3246&d=99c7>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。←New

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1134609&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1134610&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【受験対策ミニ講座第9号／なぜアウトプットが大事なのか】

「覚えるそばから忘れていくんです」と嘆いている方、ご安心ください。共通科目テキスト2「心理学と心理的支援」70,71ページには忘却の説明があり、「結果的に忘却しているようにみえることもある」といいます。

それでは、忘却しているようにみえるものをどうしたら思い出すことができるのでしょうか。今回は池谷裕二「受験脳の作り方」（新潮文庫）から紹介します。

記憶で重要な働きをする「海馬」は情報を1か月かけて整理して、何が本当に必要な情報なのか選んでいるのだそうです。そのため、1か月以内に復習すれば、海馬が「これは大事な情報だ」と勘違いして捨てないというのです。

そして、復習で大切なのは「出力」なのだといえます。脳には、情報の「入力」と「出力」という重要な機能があります。「ホルスの心理社会的アプローチ」と繰り返し叩き込んで覚えるのが「入力」に相当し、蓄えた情報をもとに問題を解くという行為が「出力」にあたります。

脳はどちらを重視しているかというと圧倒的に「出力依存型」なのだそうです。何度も入力するのではなく、出力を繰り返すことで、海馬が「この情報はこれほど使用する機会が多いのか、ならば覚えなければ」と判断するというのです。「詰め込み型」よりも「知識活用型」の勉強法が効率的で、具体的には、テキストや参考書を何回も繰り返し読んで読むよりも、問題集を何度も解く方がより効果的なのだそうです。

「過去問を解く→解説を読み込む→翌日、前日の問題をもう一度解いてみる。→週末にもう一度問題を解いてみる。」という勉強法は理にかなっていきそうです。加えて、一問一答アプリ等で海馬にアピールするのも良さそうです。脳の性質を踏まえた勉強法はいかがでしょうか。次回は、「模擬試験の活用について」取り上げる予定です。

##### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

この9月から心理的負荷による精神障害の労災認定基準が改正されました。

「労働基準法」により課せられた事業主の災害補償責任を国が当該事業主に代わり行えるよう、1947（昭和22）年、労働者災害補償保険法は「労働基準法」と同時に制定されました。業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付や社会復帰促進等事業等を行うことで労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

保険給付とは、業務災害による給付、複数業務要因災害による給付、通勤災害による給付、2次健康診断等給付が規定されています。複数業務要因災害は、2020（令和2）年9月から施行され、災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定していたのが、すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に、給付額等を決定することになりました。

通勤災害における「通勤」についても規定があります。労働者が、就業に関し、合理的な経路及び方法により移動を行うことをいい、「移動」とは、「住居と就業の場所との間の往復」「就業の場所から他の就業の場所への移動」等をいうとあります。電車通勤を方法として届けているにもかかわらず、バイクで通勤途上に負傷した場合、疑義となるのもこのような規定があるためです。

労災保険制度の概要は、この5年間でも4回出題と頻出です。また、雇用保険や年金保険、医療保険、介護保険等様々な社会保障制度や、「就労支援サービス」「保健医療サービス」等の科目とも共通する部分もあります。制度の目的、対象、給付内容、財源構成等基本的な知識は押さえておきましょう。

1. ×労災保険制度には他の社会保険制度と違い、被保険者という考え方はありません。原則として、労働者を1人でも使用していれば労災保険の適用事業となります。
2. ×労災の適用を受けるのは、適用事業に使用される労働者です。労働者であれば、雇用形態は関係なく、学生であっても問題となりません。この点は雇用保険と異なります。また、労働者の国籍や在留資格の有無・内容を問わず適用され、被災労働者が本国に帰国しても受給権を失いません。
3. ○労災保険給付の対象は、「業務災害」または「通勤災害」の認定を受けた災害による負傷・疾病・傷病・死亡です。Aさんが労災認定を受けた場合、骨折の治療について労災保険の療養給付が行われます。医療保険とは違い、労働者の自己負担はありません。
4. ×休業（補償）給付は、労災認定を受けた災害による傷病療養のため休業4日目から給付基礎日額の6割相当が支給されます。休業（補償）給付が支給される場合は、休業4日目から給付基礎日額の2割相当の休業特別支給金が支給されます。なお、使用者は、初日から3日目までの休業補償を行わなければなりません。
5. ×労災保険の保険料は、他の社会保険制度とは違い、事業主だけが負担し、労働者の保険料負担はありません。事業主が労災保険料を滞納していたとしても保険給付は行われます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus